

(別紙1) 窒素含有量及びりん含有量に係る汚濁負荷量の測定方法(改正前)

排水量の区分 (m ³ /日)	水質の計測方法	水量の計測方法	測定の頻度
400以上	別記1 (1)又は(2)	別記2 (1)又は(2)	毎日
200～400 以上 未満	別記1 (1)～(3)の いずれかの方法	別記2 (1)～(3)の いずれかの方法	1回以上/7日
100～200 以上 未満			1回以上/14日
50～100 以上 未満			1回以上/30日

ただし、指定地域内事業場の規模等の事情により(1)又は(2)の計測法によることが困難であると認められる場合は、都道府県知事の定めるところにより(3)の計測法も可。

別記1(汚染状態の計測方法)

- (1)自動計測器により計測する方法
- (2)コンポジットサンプラーにより採水し、指定計測法^{注1)}で計測する方法
- (3)指定計測法により計測する方法((2)の方法を除く。)

別記2(排水量の計測方法)

- (1)流量計又は流速計により計測する方法
- (2)積算体積計により計測する方法
- (3)JIS K 0094の8に定める方法((1)及び(2)の方法を除く。)

注1)指定計測法：窒素含有量及びりん含有量の排水基準に係る検定方法

窒素含有量	りん含有量
<ul style="list-style-type: none"> ・総和法 (JIS K0102 45.1) ・紫外線吸光光度法 (JIS K0102 45.2) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ペルオキシ二硫酸カリウム分解法 (JIS K0102 46.3.1) ・硝酸・過塩素酸分解法 (JIS K0102 46.3.2) ・硝酸・硫酸分解法 (JIS K0102 46.3.3)